

# 医療制度改革についてのお知らせ

## 高額医療自己負担額が変わります

所得区分が上がる人には経過措置がある場合があります(平成18年8月から2年間)

老人医療受給者と70歳以上の国保被保険者の人が対象です



### 3割負担の受給者証をお持ちの人

#### 公的年金控除の縮減と 老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金控除の縮減や老年者控除の廃止により、現役並み所得者(平成18年10月から医療機関での負担が3割)の高額医療費の自己負担限度額が所得に応じて「一般」に据え置かれます。

#### 【対象者】

住民税の課税所得が145万円以上213万円未満の人(申請は不要です)

前年の収入額(所得を計算する経費を引く前の収入額)が高齢者2人以上の世帯で合計520万円以上621万円未満、高齢者1人世帯で383万円以上484万円未満の人(申請が必要です)

対象になっている人の医療受給者証には「一部負担金の割合」の欄に、「自己負担限度額 一般」を適用」と表記されます。

#### 高額医療費の自己負担限度額

負担割合	世帯の課税情報	世帯の課税情報		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	3割	課税	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、その超過分の1%を加算(4回目以降は、44,400円)
			一般	12,000円
低所得	1割	非課税	8,000円	24,600円
			低所得	8,000円

### 非課税世帯から課税世帯になった人

#### 老年者にかかわる住民税非課税措置の 廃止に伴う経過措置

低所得者世帯の高額医療費の自己負担限度額は、世帯全員が住民税非課税の場合に適用されます。

課税世帯であっても、世帯の中の非課税者は「低所得」の限度額が適用される場合があります。

#### 70歳以上の夫婦2人暮らしの場合



#### 【対象者】

課税者が合計所得125万円以下で、平成17年1月1日現在65歳以上の人のみの世帯の場合は、その世帯の住民税非課税の高齢者は「低所得」を適用します。入院時の減額は、申請が必要です。老齢福祉年金受給者は「低所得」を適用します。

## 障害者福祉医療費助成制度のご案内

この制度は、重度心身障害者・中度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に保険診療の自己負担分を助成する制度です。



#### 手続きに必要なもの

認め印・健康保険証  
身体障害者手帳または療育手帳  
老人医療受給者証をお持ちの人はその受給者証

#### 【対象者】

##### 重度心身障害者

- ・身体障害者手帳の1級または2級を取得している人
- ・療育手帳のA1またはA2を取得している人
- ・18歳未満の児童は、身体障害者手帳の3級または4級を取得しており、療育手帳のB1またはB2を取得している人(所得制限)

65歳未満の人と、65歳以上で平成15年10月1日以前に障害となった人は所得制限はありません

65歳以上で、平成15年10月1日以降、新たに障害となった住民税非課税世帯の人

##### 中度心身障害者

- ・身体障害者手帳の3級を取得している人
  - ・療育手帳のB1またはB2を取得している人(所得制限)
- 65歳未満は世帯の総所得額が200万円以下の人  
65歳以上は住民税非課税世帯の人

南国・香美地区  
畜産フェスティバル  
日時 11月11日(土)  
午前10時30分  
場所  
高知農業高等学校放牧場  
内容 牛の品評会や動物ふれあいコーナーなど  
問い合わせ先  
市役所農林課

## 年金

社会保険料(国民年金保険)控除証明書を送付します

所得税法の一部改正により、平成17年分の所得申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際に、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類の添付等が義務付けられています。

平成18年度の所得申告に必要な、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は11月上旬に送付されます。

この証明書には、平成18年1月から9月までの間に納付された国民年金保険料額、口座振替者は10月2日引き落とし分までと、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額を記載しています。年末調整または確定申告の際にはこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

なお、平成18年10月から12月までの間に、本年初めて国民年金保険料を納付された人については、この証明書の発送は平成19年2月上旬の予定となっておりますので、ご了承ください。

この証明書に関するお問い合わせは、証明書表面に記載された問い合わせ先へお願いします。

証明書及び領収証書を紛失された場合は、お近くの社会保険事務所までご相談ください。

現況届の提出が不要になります

年金受給者は生存等の確認のため、一年に一回現況届の提出が必要でしたが、12月生まれの人から原則として不要になります。

ただし、次の人はこれ以後も現況届が必要です。  
氏名などの変更により、住民基本コードを確認できない人  
外国籍の人  
外国に居住している人  
また、現況届が不要な人で

も加給年金額を受けられている場合など提出が必要な届出については、社会保険業務センターから受給者のみなさんへ送付されます。

年金に関する電話での相談は「ねんきんダイヤル」へ

年金請求などの年金相談  
0570・05・1165

年金受給者の年金相談  
0570・07・1165

通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず全国どこからでも市内料金で利用できますので、お気軽におかけください。

問い合わせ先  
南国社会保険事務所  
088・864・1111

## 農業

農地取得下限面積が変わります

農地法第3条申請時の農地取得下限面積が11月1日申請日より香我美町、野市町、夜須町、吉川町は、40アールに統一されます。赤岡町は、30アールに据え置きです。

## 地デジ

アナログテレビも今後、約5年間は視聴できます

10月より地上デジタル放送が開始されましたが、今後約5年間は、現在のアナログ放送も流れます。しかし平成23年7月以降はアナログ放送が終了するので、デジタルチューナーなどが必要になります。

問い合わせ先  
アンテナの場合  
総務省地上デジタルビジョン放送受信相談センター  
0570・07・0101  
ケーブルテレビの場合  
香南ケーブルテレビ  
56・0102

## 観光

カシオワールドオープン開催によるお願い

カシオワールドオープンゴルフトーナメントが11月23日(木)~26日(日)まで黒潮カントリークラブにおいて開催されます。香南市では、次の用地がギ

【とき】12月2日(土)・3日(日)

午前10時~午後5時

【ところ】赤岡町横町商店街

【イベント】

お宝市・橋の上の音楽会

香南市うまいものづくし

路上のこたつ...など

【主催】冬の夏祭り実行委員会

【問い合わせ】☎ 55-3468



ヤラリー用駐車場として利用される予定で、周辺の皆さんには、時間帯により交通量が増加するなどご迷惑をおかけしますがご理解ご協力をお願いします。  
天然色劇場(23・25・26日)  
赤岡運動広場(25・26日)  
ポートピア土佐(全期間)  
ルネサステクノロジ臨時駐車場(全期間)  
ヤ・シーパーク(全期間)  
シースポ(全期間)  
問い合わせ先  
市役所商工水産課